

よくある質問 Q&A

～研修全般に関すること～

Q. 愛知県内で愛知県社会福祉協議会以外に介護支援専門員更新研修等を実施しているところはありますか？

A. 愛知県社会福祉協議会の他に愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会が以下の研修を実施しています。
(令和7年8月22日現在)

- 専門研修課程Ⅰ
 - 専門研修課程Ⅱ
 - 更新研修（実務経験有）88時間
 - 更新研修（実務経験有）32時間
 - 更新研修（実務未経験者）・再研修 の5研修です。
- 実施方法は5研修全てがオンライン研修。

愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会ホームページ <https://www.aichi-kaigo.org/>

Q. 介護支援専門員の登録が愛知県以外の都道府県です。現在は愛知県在住のため愛知県で研修を受講したいのですが特別な手続きが必要ですか？

A. 他県登録の方が愛知県で研修を受講するには研修受講地の変更等に関する手続きが必要です。現在の住所地が愛知県であっても、介護支援専門員としての登録が愛知県以外の方は研修の申込前に必ず愛知県福祉人材センターにお問い合わせください。

愛知県社会福祉協議会福祉人材センター (TEL052-212-5516)

Q. 研修開催要項がうまくダウンロードできません。

A. ご希望があれば研修開催要項を郵送します。

送付先を明記した返信用の封筒（角2サイズ：A4サイズの用紙が入るものに140円の切手を貼ったもの）を同封のうえ①②を記入し下記までご郵送ください。

- ① ご自身の該当する研修名を明記
「再研修（第2期）」
- ② 平日の日中につながりやすい電話番号を明記

*郵送でやりとりを行うためお時間がかかります。希望の方は早めの投函をお心がけください。

*研修の申込みは「研修管理システム」にて行ってください。

<送付先>

〒461-0011

名古屋市東区白壁1-50

愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター ケアマネ研修・試験グループ あて

Q. 研修の申込み時期や実施時期を教えてください。

A. 研修の種類によって異なります。

*ご自身の受講する研修はフローチャート等でご確認ください。

専門・更新研修 (実務経験者)	<p>【申込受付期間】令和7年3月21日～令和7年4月25日（当日消印有効）</p> <p>【受講決定】6月上旬</p> <p>→同封の受講決定通知等で日程等の確認→受講料の振込→テキスト等の購入</p> <p>→研修受講開始</p> <p>【研修開始(専門研修課程Ⅰ・更新研修88時間以上)】令和7年7月～</p> <p>【研修開始(専門研修課程Ⅱ・更新研修32時間以上)】令和7年9月～</p>
更新研修 (実務未経験者)・ 再研修	<p>【申込受付期間】</p> <p>令和7年8月22日～令和7年9月30日（当日消印有効）</p> <p>【受講決定】10月末</p> <p>→同封の受講決定通知等で日程等の確認→受講料の振込→テキスト等の購入</p> <p>→令和7年12月上旬～講義部分のオンデマンド視聴による受講及び講義部分の集合による映像視聴開始予定→R8.1月演習開始予定→令和8年3月末研修修了予定</p>
再研修（第2期）	<p>【申込受付期間】令和8年2月2日～令和8年3月3日</p> <p>【受講決定】3月中旬（予定）</p> <p>→同封の受講決定通知等で日程等の確認→受講料の振込→テキスト等の購入</p> <p>→研修受講開始</p> <p>→令和8年4月下旬～講義部分のオンデマンド視聴開始予定→令和8年5月演習開始予定→令和8年6月末研修修了予定</p>

研修によって、申込受付期間が異なります。

研修の受講を希望される場合は、期間内にお申込みください。

Q. 研修の実施予定日と自身の研修日はいつ分かれりますか？

A. 研修の実施予定日は募集締め切り後の申込者数によって調整されます。ご自身の研修日及びその他の日程につきましては、受講決定に同封される出席確認証、受講決定事項書及び受講案内にてご確認をお願いします。

原則、こちらが指定した日にちでご受講をお願いしておりますが、疾病等やむを得ない理由が生じた等、不都合が生じた場合、他の空きが出た日程で調整させていただきます。研修日の変更の手続きは受講決定に同封される受講案内をご確認ください。

Q. 受講日の指定はできますか？

A. できません。

申込み時の受講希望アンケートを参考に、できるだけ配慮はしますが、非常に多くの方が受講される研修ですので、希望どおりにならない場合もあります。あらかじめご了承ください。

～実務経験者の研修について～

Q. 専門研修と更新研修（実務経験者）の違いがわかりません。

A. カリキュラムは同一です。

受講要件が異なります。

更新研修 (実務経験者)	◎現任もしくは有効期間内で実務についていた方（前回から今回までの5年間に従事していた期間があれば、現在ケアマネとして従事していないても受講可能） ◎愛知県登録の方（登録が愛知県外の方も受講可能） 令和7年度実施分 → 令和8年1月1日～令和8年12月31日 までに 有効期間が満了される方が対象
専門研修	◎有効期間満了日が令和9年1月以降の 現任の方（必須） ◎原則、愛知県登録の方 経験年数6か月以上の方（必須）→ 専門研修Ⅰ受講可能 経験年数3年以上（必須）→ 専門研修Ⅱ もしくは 専門研修Ⅰ+Ⅱ受講可能 ＊メリットとして更新研修よりも早く受講することができます。

受講要件を満たす方は、更新研修を待つことなく、早い機会に専門研修を受講されることをお勧めいたします。ただし、申込者が定員を超えた場合は、有効期間満了日の早い方を優先とし、先着順に決定します。

専門研修を修了された方は修了証書を保管して頂き、ご自身の有効期間満了日の半年前になりましたら、保管していた修了証書をもって更新の手続きをしてください。

（注意1）手続きをしないまま有効期間が満了された場合、更新はできません。

（注意2）体調不良等により更新研修の受講継続ができず、その後、受講できる研修がなくなり、更新手続きが行えないケースが見受けられます。有効期間が満了してしまうと、介護支援専門員として実務に就くことができません。ただし、専門研修の受講継続ができなくなった場合は、有効期間満了日までに余裕があるため、次年度の更新研修への受講が認められる場合があります。要件を満たす方は専門研修での受講をお勧めします。

Q. 現在ケアマネ業務を行っていますが、実務経験年数が2年3か月しかありません。専門研修Ⅱを受講したいのですが、受講は可能ですか？

A. できません。

専門研修Ⅱは受講要件として、現在介護支援専門員として実務に就いていること+3以上の実務経験年数が必要となります。

専門研修の受講要項の基準日は研修開始時点としますので、専門研修Ⅱの研修開始前までに実務経験年数3年を満たす場合には受講が可能となります。

ただし、介護支援専門員の業務から離れる場合には受講要件がなくなります。その場合には申込後であっても速やかに事務局まで連絡をお願いします。

【専門研修の受講要件】

◎現任の方（必須）

◎原則、愛知県登録の方

◎経験年数6か月以上の方（必須）→専門研修Ⅰ受講可能

◎経験年数3年以上（必須）→専門研修Ⅱもしくは専門研修Ⅰ+Ⅱ受講可能

なお、有効期間満了日の1年前の受講が必須である更新研修32時間・更新研修88時間はこの限りではありません。

～有効期間について～

Q. 有効期間が満了しています。試験を受け直す必要がありますか？

A. 試験を受け直す必要はありません。

介護支援専門員としての登録はあります。ただし、有効期間が満了しているため、介護支援専門員として実務には就けません。有効期間満了された方が対象の「再研修」をお申し込みください。研修修了後、介護支援専門員証の交付の手続きを行い、専門員証が交付されれば、業務に就くことができます。

Q. 有効期間が満了していますが、どの研修を受講すればいいですか？

A. 有効期間が満了している方は、「再研修」を受講してください。

再研修は介護支援専門員としての実務経験を問いません。かつて介護支援専門員として実務に就いていても、未経験でも有効期間が満了している場合は、「再研修」を受講してください。

令和7年度「再研修（第2期）」対象者→令和8年4月19日までに有効期間が満了する方

Q. 平成18年3月23日に発行された登録証明書を持っていますが、有効期間が分かりません。

A. 愛知県高齢福祉課のホームページでご確認ください。

【平成18年3月23に発行された登録証明書の有効期間一覧表】

https://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/caremanager/files/cm_tourokushoukigen.html

登録証明書の発行年月日に基づき、有効期間が定められています。

なお、平成18年3月23日に登録された場合は、平成23年3月23日で有効期間が満了していますので、「再研修」の受講となります。

Q. 有効期間内に研修が受講できなかった場合（修了できなかった場合）は、どうなりますか？

A. 有効期間内に修了できない場合には、更新手続きができません。

有効期間が満了してしまいますので、介護支援専門員として実務に就くことができなくなります。有効期間が満了した場合は「再研修」を受講してください。

Q. 介護支援専門員証の有効期間が近づいてきました。個人あてに更新に関するお知らせ等は郵送されますか？

A. いいえ。

有効期間満了日に伴うお知らせや研修に関する案内等が自動的に個人に通知されることはありません。ご自身で更新時期を把握したうえで管理して頂く必要があります。有効期間の満了日までに必要な研修を修了され、更新のための手続きを行う必要があります。

([更新に必要な研修のフローチャート【令和7年度版】はコチラをクリック](#))

～専門員証の情報と現在の状況が異なることについて～

Q. 介護支援専門員証に記載されている名前の姓が変わりました。添付する必要書類はありますか？

A. お名前の変更前後の記載のある公的書類（戸籍抄本、運転免許証の場合は裏書きも含め両面）のコピーを添付してください。※マイナンバーが印字された公的な写しは受付ができません。

なお、研修修了後の更新等の手続きと共に登録内容の変更手続きが行えます。

～どの研修を受講すればよいかについて～

Q. 初めて更新をします。現在の有効期間内に介護支援専門員として実務に就いていましたが、今は就いていません。実務未経験者の研修を受講できますか？

A. 原則、実務経験者の研修を受講してください。

有効期間内に介護支援専門員として実務についていた方は、原則として実務経験者として更新研修（88時間以上）を受講してください。

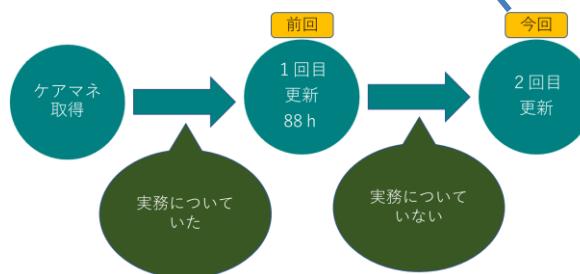
Q. 2回目の更新をします。1回目の更新は実務経験者の研修（更新研修 88h）を受講しました。1回目の更新手続き後、ケアマネ業務から離れ、現在に至るまで実務に就いていません。1回目の更新手続き以前（ケアマネ取得後～1回目の更新までの間の5年間）にケアマネとしてケアプランを作成していたので、今回も実務経験者の研修を受講できますか？

A. できません。（前回の更新手続き前の経験は考慮されません）

前回の更新手続き以降から現在に至るまで実務に就いていない場合、今回は「更新研修（実務未経験者）」を受講してください。

詳しくはフローチャートにてご確認ください。

([介護支援専門員研修全体のフローチャートはコチラをクリック](#))



Q. 2回目の更新をします。1回目の更新後に実務に就きました。1回目は更新研修（実務未経験者）を

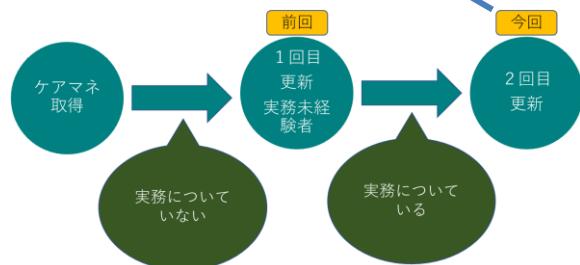
受講しましたが、2回目の研修はどの研修を受講すればいいですか？

A. 今回は実務経験者の更新研修（88時間以上）を受講してください。

現任の方は受講要件を満たせば、専門研修も受講可能です。

詳しくはフローチャートにてご確認ください。

([介護支援専門員研修全体のフローチャートはコチラをクリック](#))



Q. 2回目の更新をします。1回目は実務経験者が対象である更新研修（88時間以上）を修了しました。2回目の研修はどの研修を受講すればいいですか？

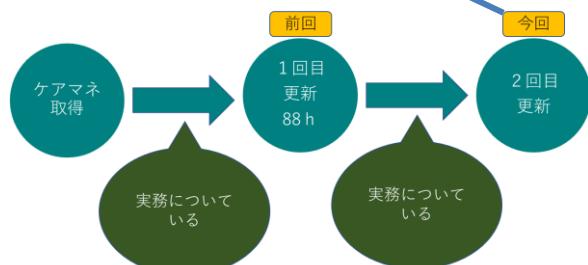
A. 前回の更新手続き後から今回の有効期間内（5年間）での実務経験によって受講する研修が異なります。

★1回目の更新以降、介護支援専門員として実務に就いていたことがある場合

→専門研修Ⅱもしくは更新研修（32時間以上）を受講してください。

*各研修には受講要件があります。

([介護支援専門員証更新のための研修概要](#)にてご確認ください)。

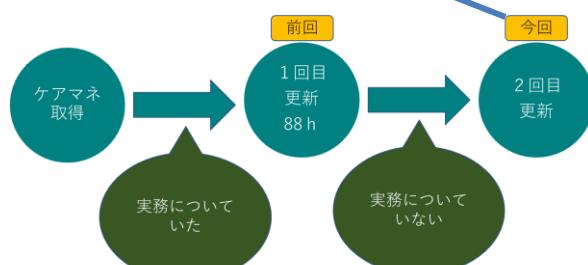


★1回目の更新以降、介護支援専門員として実務に就いていない場合

→実務未経験者の更新研修（54時間以上）を受講してください。

詳しくはフローチャートにてご確認ください。

([介護支援専門員研修全体フローチャートはコチラをクリック](#))

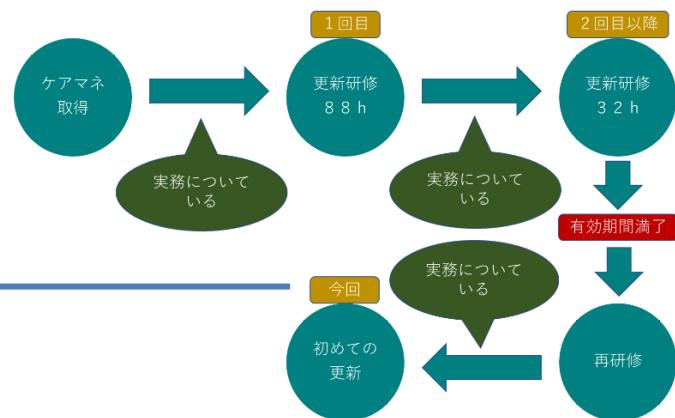


Q. 以前はケアマネとして実務についていました。その後退職をし、有効期間が満了しました。ケアマ

ネとして復職をするため、再研修を受講後、初めての更新となります。以前ケアマネとして従事していた時に更新研修88hを受講したことがあります。今回は更新研修32hの受講のみで更新ができますか？

- A. 過去に専門研修・更新研修（実務経験者）の受講履歴があっても、再研修や更新研修（実務未経験者）を受講した場合、専門研修（I+II）・更新研修88hの受講が必要となります。再研修や更新研修（実務未経験者）受講後の次の更新研修までの間で実務従事期間がある場合は専門研修（I+II）・更新研修88h、実務従事期間がない場合は更新研修（実務未経験者）の研修をご受講ください。

「介護支援専門員証更新のための研修概要」にてご確認ください。



～更新の手続きについて～

- Q. 更新研修を修了しましたが、有効期間内に介護支援専門員証の更新手続きをしていませんでした。今からでも更新手続きはできますか？

- A. 更新手続きはできません。

有効期間内にご自身で更新手続きを行う必要があります。

*この場合、有効期間が満了された方が対象の「再研修」を受講することとなります。

(補足)

愛知県に登録の方は、研修修了後3ヶ月以内に愛知県福祉局高齢福祉課へ更新申請が必要です。詳しくは愛知県高齢福祉課へお問い合わせください。(TEL 052-954-6861)

愛知県外の登録の方は、ご自分の登録地で更新手続きを行ってください。受付時期等は登録地で異なります。ご注意ください。

- Q. 更新のための研修を前年度以前に修了していますが、修了証を紛失したので、申込書に添付ができません。どうしたらいいですか？

- A. 福祉人材センターまでお問い合わせください。

修了証書の再発行はできませんが、修了を証明する書類の発行ができます。福祉人材センターまでお問い合わせのうえ申請手続きを行ってください。

愛知県社会福祉協議会福祉人材センター（TEL052-212-5516）

～実務従事期間について～

Q. 介護支援専門員の資格を保持しながら地域包括支援センターに保健師・社会福祉士等として配置され、予防プランを作成した場合、実務経験としてカウントできますか？

A. できます。

ただし、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合・利用者・サービス提供事業者との連絡調整や補助的業務のみで、サービス計画の作成を行っていない場合は認められません。

また、対象となるのは介護支援専門員証に書かれている有効期間内の実務経験のみですので、それ以前の実務についてはカウントできません。

Q. 要介護認定のための調整業務は実務経験に含まれますか？

A. 含まれません。

認定調査員のみを行っている方については、実務未経験者となります。

Q. 指定居宅介護支援事業所において管理者をしています。実務経験者の研修を受講できますか？

A. できます。

指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、当該管理者については、実務経験があると認められます。

～専門員証の紛失について～

Q. 専門員証を紛失してしまい申込みに必要な書類の添付ができません。どうしたらいいですか？

A. 申込みあたり介護支援専門員証等の写しの添付が必要となります。

① 介護支援専門員証（顔写真入り免許証サイズのもの）の写し

② 介護支援専門員登録証明書（A4 サイズのものと免許証サイズの縦書きのもの）の写し

どちらかの添付が必要となります。①②どちらも紛失している場合には速やかに愛知県高齢福祉課で登録内容がわかる書類（登録番号等通知書）の発行手続きを行ってください。発行後は速やかに書類の写しを愛知県福祉人材センターあてに提出してください。

高齢福祉課「愛知県介護支援専門員関連情報」

<https://www.pref.aichi.jp/site/aichi-caremanager/caremana-touroku.html>

愛知県 福祉局 高齢福祉課 介護保険指導第二グループ (TEL052-954-6861)

*登録地が愛知県外の方は、登録のある都道府県へお問い合わせください。

～その他～

Q. 主任介護支援専門員の資格を持っています。主任介護支援専門員においても、有効期間が設けられることですが、更新のための研修は何を受ければいいのでしょうか？

A. 主任介護支援専門員の更新のためには、主任介護支援専門員更新研修を受講していただく必要があります。受講にあたっては要件を満たしている必要があります。

詳細については、

◆愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 HP <https://www.aichi-kaigo.org/>

◆日本福祉大学社会福祉総合研修センターHP <https://www.n-fukushi.ac.jp/recurrent/biz/aichi/caremanager/>
をご確認ください。（令和8年1月30日現在）

主任介護支援専門員更新研修を介護支援専門員証の有効期間内に修了される場合は、介護支援専門員更新研修（本会実施）を受けたものとみなされます。主任介護支援専門員更新研修の受講に際しては要件がありますので、上記実施団体にご確認ください。

*現在の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を受講できない場合は、介護支援専門員更新研修を受講していただき、証の有効期間が満了とならないようご注意ください。